

議案第190号

さいたま市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消し及び変更について

平成19年12月議会において議決を得たさいたま市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について下記のとおり取り消し、及び変更するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項後段において準用する同条第3項の規定により議決を求める。

平成24年11月28日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 次の表に掲げる郵便局の指定を平成25年3月31日をもって取り消す。

郵便局の名称	郵便局の名称
植水郵便局	与野ハウス内郵便局
大宮三橋六郵便局	与野上落合郵便局
大宮プラザ郵便局	浦和西堀郵便局
大宮西郵便局	浦和田島郵便局
大宮加茂宮郵便局	浦和中郵便局
土呂西口郵便局	浦和本太郵便局
大宮日進郵便局	浦和常盤郵便局
大宮日進三郵便局	浦和仲町郵便局
大宮宮原郵便局	浦和常盤十郵便局
大宮天沼郵便局	北浦和駅前郵便局
大宮宮町郵便局	北浦和二郵便局
大宮浅間郵便局	浦和大東郵便局
大宮大成郵便局	さいたま中央郵便局
大宮高鼻郵便局	南浦和団地内郵便局
大宮片柳郵便局	浦和太田窪郵便局
大和田駅前郵便局	浦和別所郵便局
大宮風渡野郵便局	浦和鹿手袋郵便局
大宮大谷郵便局	浦和太田窪一郵便局
アーバンみらい東大宮内郵便局	浦和原山郵便局
さいたま新都心郵便局	浦和大間木郵便局
与野本町郵便局	浦和三室郵便局
与野駅前郵便局	岩槻郵便局
さいたま新都心合同庁舎内郵便局	

- 2 郵便局に取り扱わせる事務を平成25年4月1日から次のように変更する。

変更後	変更前
<p>戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書並びに除かれた戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書の交付（当該戸籍等に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し</p> <p>納税証明書の交付（当該納税証明書に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し</p> <p>住民票の写しの交付（当該住民票に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し</p> <p>戸籍の附票の写しの交付（当該戸籍の附票に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し</p> <p>印鑑登録証明書の交付（当該印鑑登録証明書に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し</p>	<p>戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書並びに除かれた戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書の交付（当該戸籍等に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し</p> <p>納税証明書の交付（当該納税証明書に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し</p> <p>外国人登録原票記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し</p> <p>住民票の写しの交付（当該住民票に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し</p> <p>戸籍の附票の写しの交付（当該戸籍の附票に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し</p> <p>印鑑登録証明書の交付（当該印鑑登録証明書に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し</p>